

地独評委第 号

令和８年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛越 博昭

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の令和７年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成２１年岐阜県条例第２３号）第２条第３号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第３４条第１項の規定により２０２６年６月２４日付け総医第１２９号で岐阜県知事に提出された法人の令和７年度財務諸表については、承認することが適当である。

（案）

地独評委第 号の２

令和８年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛越 博昭

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の令和７年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成２１年岐阜県条例第２３号）第２条第３号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第３４条第１項の規定により令和８年６月２４日付け多病第５１号で岐阜県知事に提出された法人の令和７年度財務諸表については、承認することが適当である。

（案）

地独評委第 号の 3

令和 8 年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛越 博昭

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の令和 7 年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成 2 1 年岐阜県条例第 2 3 号）第 2 条第 3 号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 3 4 条第 1 項の規定により令和 8 年 6 月 3 0 日付け下病第 5 4 号で岐阜県知事に提出された法人の令和 7 年度財務諸表については、承認することが適当である。